

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

報告の件

議長（増田 清君） ここで教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育長。

教育長（野田光男君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、大変貴重な時間ではございますけれども、報告事項がございますので、お願いをしたいと思います。

昨夜の一部テレビ報道及び今朝の各社新聞等でご存じの議員さんもおられるかと思っておりますけれども、昨日午後3時頃、下田海中水族館裏手の赤根島の海岸におきまして、下田市小学校、下田小学校6年生の男児4人がいかだ釣りをしようと遊びに行きました。仲間の1人が離れた場所でロープを使って遊んでおりましたけれども、午後4時頃誤って木の枝にロープで首をつっている状態でぐったりしている、こういう状態を仲間が見つめました。そして、下田海中水族館に助けを求め、下田警察署に通報をしていただきました。その後、共立湊病院に搬送されましたが、私たちも大変安否を気遣って心配をしておりましたけれども、午後8時頃死亡と大変悲しい報告を受けたところでございます。突然のことで大変驚いているところではありますけれども、小学校の卒業式、そして中学校の入学を間近に控えていただけに大変悲しい気持ちでございます。心より冥福をお祈りをしたいと、このように思っております。

私たちは、遊びの中の事故とはいえ、本当にかげがえのない命を失ってしまったこと、これを重く受けとめまして、昨夜市内の小・中学校長全員を招集しまして、情報収集並びに今後の対応について、深夜にわたり対応を協議をいたしました。本日、朝8時45分、再度校長会を招集しまして、亡くなられたお子さんのご家族、あるいは一緒に遊んでおりました児童、保護者の皆さんはもちろんのこと、小学校の児童の心のケアを最重点に、こういうことで県

心の緊急支援センター、県警のケアチームの派遣を依頼するなど、関係機関の協力を得て対応をすることといたしました。

今後、二度とこのような事故が起こらないように、早急に対応をしまいたいと、このように思っております。

小学校の卒業式、それから中学校の入学式を間近に控えていた中での事故でありまして、非常に残念かつ悲しいことではありますけれども、謹んで報告をさせていただきました。

以上でございます。貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

議長（増田 清君） 教育長の報告を終わります。

議第14号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 日程により、議第14号 市道の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第14号 市道の認定についてご説明申し上げます。

議案件名簿9ページ、条例改正関係と説明資料5ページのご覧をお願いいたします。

下記の路線を市道に認定したいので、道路法第8条2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線名は小立野安城線、起点は下田市立野字小立野134番17、終点は下田市立野字安城58番4地先でございます。

提案理由は、地域住民の生活道路として通行の利便性を図るためでございます。

県道蓮台寺立野線から2級河川蓮台寺川までは、延長約130メートル、幅員6メートルの国土交通省から譲与を受けた公衆用道路で、2級河川蓮台寺川沿いは延長約130メートルの河川管理道路でございます。県道から河川までの道路は、管理者が不明確でありました。平成15年に下田市全体で里道水路の法定外公共物を国から譲与を受けるときに、この道路を河川管理道路と想定したことから譲与を受けませんでした。その後、東海財務局下田土木事務所との協議の結果、地域の主要な生活道路になっていることから、市が国から財産の譲与を受け、市道に認定し管理することが望ましいとの結論に至ったものでございます。

河川管理道路につきましては、下田土木事務所から市道認定の内諾をいただいております。議決をいただきましたならば、速やかに関係者と道路区域の調整後、道路区域の決定、供用開始の手続を行う予定でございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 市道のほうはわかったんですが、その後ずっと川沿いに道があるんですけども、あそこのところはまだ市道にはなっていないんですか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 説明資料の中で、ちょっと見にくいんですけども、終点のところを下田高校のグラウンドのわきを通っております道路で、市道安城1号線になります。そこから河川を上流に向かって立野線が下田高校沿いに、やや右側に小さい市の川沿いに入ってくるのが市道になっています。それから、すぐに市の川と2級河川蓮台寺川があるんですけども、その分岐点のところから上流に、大沢に向かって、やはりその河川管理道路を借りまして市道に認定しています、そちらが安城線ということで。ですから、今回の認定部分から上流側は大沢のちょっと手前までですか、県道と河川が合流する地点までは市道認定をされるということになります。上流側も既にされているんですけども、つながることになります。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第15号～議第19号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第15号 訴えの提起について（アイフル株式会社）、議第16号 訴えの提起について（株式会社武富士）、議第17号 訴えの提起について（プロミス株式会社）、議第18号 訴えの提起について（株式会社エイワ）、議第19号 訴えの提起について（株式会社S F コーポレーション）、以上5件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（河井文博君） それでは、議第15号から議第19号までの一括議題となりました訴えの提起についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の10ページをご覧ください。

議第15号 訴えの提起ですが、アイフル株式会社に対し、滞納者とアイフル株式会社の間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、滞納者が債務者に対して利息制限法第1条第1項所定の金利を超えて支払った利息及び損害金の不当利得返還請求権の差し押さえ並びにこれに対する債権差し押さえ通知書到達日までの年5分の割合による利息の支払い請求権の差し押さえに係る支払いを求めるための訴えを下記のとおり提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

当事者ですが、原告が下田市、被告は京都市下京区烏丸通五条上高砂町381の1、アイフル株式会社でございます。

事件名は、過払金取り立て訴訟。

訴訟の目的の価格ですが、次に記載の金額の支払いを求めるもので、（1）金46万7,979円、これは不当利得分、（2）上記金額に対する年5分の割合による利息。

4、事件の内容ですが、滞納市税を徴収するため、被告を第三債務者として、滞納者が被告に対して有する利息制限法第1条第1項所定の金利を超えて支払った利息及び損害金の不当利得返還請求権、並びにこれに対する債権差し押さえ通知書到達日までの年5分の割合による利息の支払い請求権の差し押さえを行い、その支払いを求めたが、期限までにその支払いがないため、被告に対して訴えにより支払いを求めるものでございます。

5、事件に関する取り扱い方針は、下田市の顧問弁護士、廣井陽一を代理人として選任し、事件に関する取り扱いを依頼するものでございます。また、上訴、和解、その他本件処理に関する事項は市長に一任するものでございます。

6、管轄裁判所は下田簡易裁判所でございます。

提案理由としては、滞納市税を徴収するためでございます。

12ページをお願いします。

次に、議第16号 訴えの提起については、当事者は原告が下田市、被告は東京都新宿区西新宿8丁目15番1号、株式会社武富士。

2、事件名は、過払い金取り立て訴訟。

3、訴訟の目的の価格は、次に記載の金額の支払いを求めるもので、（1）として、金39万8,530円（不当利得分）、（2）上記金額に対する年5分の割合による利息。

4、事件の内容は、議第15号で説明したものと同じでございます。

5、事件に関する取り扱い方針ですが、一連のこの事件については、顧問弁護士の廣井先生に事件に関する取り扱いを依頼し、また、上訴、その他、本件に処理に関する事項は、市長に一任するものとなっております。

6、管轄裁判所については、下田簡易裁判所でございます。

14ページをお願いします。

議第17号 訴えの提起については、当事者、原告は下田市で、被告は東京都千代田区大手町1丁目2番4号、プロミス株式会社でございます。

2、事件名は、過払い金取り立て訴訟。

3、訴訟の目的の価格は、次に記載の金額の支払いを求めるもので、(1)金33万7,865円(不当利得)、(2)上記金額に対する年5分の割合による利息。

4の事件の内容、5の事件に関する取り扱いの方法、6の管轄裁判所は、前の議案と同一でございます。

16ページをお願いします。

議第18号 訴えの提起については、当事者は原告が下田市で、被告は神奈川県横浜市西区平沼1の7の12、株式会社エイワでございます。

2の事件名は、過払い金取り立て訴訟。

3、訴訟の目的の価格は、次に記載の金額の支払いを求めるもので、(1)金28万986円(不当利得)、(2)上記金額に対する年5分の割合による利息。

4の事件の内容、5の事件に関する取り扱いの方法、6の管轄裁判所は、前の議案と同一です。

18ページをお願いします。

議第19号 訴えの提起については、当事者は原告が下田市、被告は東京都港区六本木1丁目8番7号、株式会社SFコーポレーションでございます。

2の事件名は、前の議案と同じです。

3、訴訟の目的の価格は、次に記載の金額の支払いを求めるもので、(1)金10万2,260円(不当利得)、(2)が上記金額に対する年5分の割合による利息。

4の事件の内容、5の事件に関する取り扱いの方法、6の管轄裁判所は、前の議案と同一です。

先ほど差しかえをさせていただきましたが、これは2月17日に登記が前の代表取締役と変

わっておりましたので、差しかえをさせていただきました。

それでは、一括議題となりました議第15号から19号まで、訴えの提起についてのそれぞれの細部について御説明をさせていただきます。

下田市では、税金の徴収率を向上させるため、さまざまな方法を試み、最終的には財産を調査し、これを差し押さえ、換価するなど滞納処分を実施しております。今回、議第15号から19号までの訴えの提起ですが、滞納者は下田市在住の男性1名で、滞納金額は平成21年2月11日現在、延滞金等を加えますと163万8,100円となっております。また、過払い金の合計額は、利息を含め、5社合わせて、2月10日現在174万2,113円でございます。5社それぞれの明細については、条例改正関係と説明資料の10ページから14ページに記載されておりますので、これを参考にさせていただきたいと思っております。

まず、これまでの経緯でございますが、昨年夫婦で税務課へと納税相談に参りまして、高齢で体調も非常に悪く、それから消費者金融数社に支払いがあつて、税金、納税が困難とのことございました。消費者金融の過去からの取引状況を聴取することによりまして、かなりの金額の過払い金が予想することができましたので、多重債務の解消や過払い金請求に対する説明を行いまして、借金はない、二度と借りないという本人の意思を確認させていただきました。

その後、消費者金融関係書類を精査し、消費者金融各社から取引履歴の提出を求め、利息制限法の法定金利で引き直し計算を行いました。過払い金額を確認し、5社に対し、昨年7月差し押さえを実施いたしました。処分後、下田市は幾度も給付の請求をしてきましたが、この5社は支払いに応じないため、消費者金融各社に対し、差し押さえた債権に係る給付を求める訴えの提起を行うこととございます。

次に、過払い金についてご説明いたします。

条例改正関係等説明資料の6ページをご覧ください。

過払い金とは文字通り払い過ぎのこととございます。お金の貸し借り、これを金銭消費貸借契約と言いますが、これについては、自由に利率、約定利息を定めることができます。しかし、借りる者の保護の立場から、利息制限法第1条に上限が定められておまして、元本10万円未満は年20%、10万円から100万円未満は18%、100万円以上については、年15%に規定されております。すなわち、この上限を超えた利息については無効とされておりますが、多くの消費者金融においては、これより高い金利で貸し出しているのがほとんどでございます。

なぜかと言いますと、利息制限法には罰則規定がないために、出資法の第5条第2項に規定する年29.2%を適用し、これを刑罰金利と言います。金銭を貸し出してきました。出資法では年29.2%を上回る金利を取ると、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金を課すことになっております。このように、現状では利息制限法に違反するが、出資法には違反しない。言いかえますと、違法だが処罰されないという状況が長く続いてまいりました。この利息制限法の上限金利と出資法の制限利率の間を世間ではグレーゾーン金利と呼ばれております。このように、貸金業者はグレーゾーン間の利率の利息を取っておりますが、借り手側は利息制限法の上限金利を適用すると明らかに払い過ぎ、過払いという状況になっているわけです。

それでは、なぜ貸金業者は利息制限法を無視して、グレーゾーン金利で商売をやってこられたかと言いますと、昭和58年11月に施行された貸金業規制法第43条第1項に、厳格な要件を満たすことによって、法定金利を超える無効な利息であっても、刑罰金利以下であれば有効な支払いとみなすというみなし弁済規定を定めました。民事上、合法的に超過利息分を取得する道が開かれていたためでございます。

しかし、平成18年1月13日、最高裁判所の判決で、これをシティーズ判決と言っておりますが、期限の利益喪失特約、すなわち借り主が約定利息の支払いを行った場合には、期限の利益を喪失し、残りの元本を一括返済しなければならないという特約がある場合には、借り主は期限の利益を喪失しないよう支払わざるを得ないので、原則として支払いの任意性がないとの判断が下されました。この判決の影響は大きく、これ以降貸金業者がみなし弁済規定の適用を使用することは困難となりました。

以上のことから、下田市は貸金業者がグレーゾーンの金利で貸し出した過払い金、不当利得返還請求権を差し押さえ、滞納金額に充てようとしたましたが、上記消費者金融会社が求めに応じないため、民事執行法第157条第1項に基づき、裁判所に給付を求め、訴えの提起を行い、履行の請求をするものでございます。

なお、提起を行うには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決が必要となります。

次に、裁判に要する費用ですが、申し立て費用は、郵便料と印紙代の合計で5万5,000円、5社分の裁判着手金が20万円、新年度予算には25万5,000円が計上されております。

なお、裁判が終了したときは、過払い金の15%が成功報酬として支払われることになっており、この費用については、結果報告とともに、今後補正にてお願いする予定でございます。不当利得分5社の合計158万7,620円と過払い金の利息15万4,493円の合計174万2,113円に、

この裁判に係る一切の費用51万6,300円を引くと、裁判の結果によりますが、費用対効果は122万5,813円となります。このような訴えは、当市では初めてのことで、全国でも多い事例ではございませんので、弁護士に依頼し、確実に勝訴したいと考えております。

また、滞納者にとっては貸金業者に対する負債がなくなり、今後の納税につながっていくことと、下田市ではこの訴えを通じて、市の強固な姿勢で滞納処分が行われていることが対外的にも知れ渡り、滞納の抑制につながるものと期待しております。

以上、雑駁な説明でございましたが、議第15号から議第19号まで一括議題となりました訴えの提起についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 第15号から第19号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第15号 訴えの提起について（アイフル株式会社）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） ちょっと確認させてほしいんですが、この不当利得の分ということなんですが、借入金の返済は終わったという理解でよろしいんですか。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 差し押さえた段階で、債権を差し押さえた段階で、要するに、第三債務者と滞納者の間では一切の取引は行われてはいけないということになっておりますので、その時点でもう借り入れはないと。要するに、第三者、この場合はアイフルとかプロミスとかという、武富士とかというものに対しては払わなくていいと、滞納者は。そういうことになっております。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） ちょっとわかりづらいけれども、確認したいんですけれども、例えば、この滞納者、だから債務者になるわけですね。債務者さんと、このアイフルさんの間に金銭消費貸借があって、アイフルに払い過ぎていたよということで、払い過ぎた分を返してもらうということなんでしょうけれども、そのアイフルと債務者さんの間に、その訴える段階において、その借り入れがあったかないかと聞いたんでしょうけれども、それはあってもなくてもなかったものになるという説明だったんでしょうけれども、そういうことでいいんですか。もう返さなくてもいいし、自己破産と同じような形で債務がなくなってしまうということ。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 一切の債権を差し押さえる場合には、そういう行為は禁止されております。要するに、滞納者は払ってはいけない。向こう、向こうというか、そういうサラ金業者はもらってはいけないということでなっております。ですから、一切のあれは、債権、債務の関係はなくなります。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 何か説明はわかったけれども、納得がいかないという部分があるんだけれども、例えば、この裁判が決着ついたら、決着ついて下田市が利息全部、過払っているのはもらって税のあれに上げたよと。そこで終わった段階で、例えばアイフルと債務者の間に借入金が残っていたとしますよね。訴えの提起を起こしたから、そこは一旦支払いも徴収も、取り立てもないよと、裁判に決着がついた後、もう依然として債権債務はないものとみなされるんですか。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） この訴えの提起については、要するに、滞納者が例えばサラ金業者からお金を借りていて、ずっと払っているというような状況でしたが、これを7年も8年も借りていますと、先ほど言いましたように、出資法の29.2%という金で、金利で、借りているのがほとんどということで、利息制限法では、先ほど言いましたように、3段階ですね、10万円とか、10万だ、100万とか、100万円以上とかという、この金利が定まっています。当然うちのほうが差し押さえるということは、払い過ぎていた。要するに滞納者がサラ金業者に払い過ぎていて、そんなに払うことはないので、もう納めなくていいですよというようなことなわけなんです。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 質問しているのは、例えば100万借りたと、100万の利息が10万だったよと、毎年の利息が10万円だったと、それを20万払っていたと、払い過ぎは30万あったと、だけれども、借りていた元本で言うと、100万円借りたうちのまだ50万円しか返していませんよという状態でもあり得るじゃないですか。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） サラ金とか、こういうものは管理、元金と利息を一括で返すような格好になっていまして、リボルビング方式というそうなんです、元金も利息も一括して払いますんで、当然、その元金も利息もなくなっているという形のものになっています。普

通のお金を借りる場合、元金と利息は別々ですけれども、サラ金というのは、1回、最初10万円借りて、次の三月ぐらいにまた20万円借りて、ずっと継続していく方式をリボルビング方式というふうな形でやっているんですが、元利、利息、それを一括して返していますので、もう元金も利息も全くないという状況を考えていただければいいかと思います。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時35分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（河井文博君） すみませんでした。説明がなかなかうまくできませんでした。

要するに、利息制限法では、全部払い終わっているけれども、出資法ではまだ払っていないということで、うちのほうは法定利息、利息制限法でやりますと、全部払い終わっているんですが、今言ったような出資法29.2%ではまだ払って、終わっていないというような状況になりますので、その辺をご了承ください。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 市役所の税務課の徴収の係が本来の生活を援助していくというような内容のお話で、大変この評価をしたいというぐあいに、まず思うわけであります。このお年寄りの多重債務者のサラ金への差し押さえであります。1点目は、これで多重債務から逃れるということは実質的に生活を援助することになると思うわけですが、ここで利息制限法で調べた以外のものの債務がもしあると、また、それが膨らんでいくと、こういうことになろうかと思えます。

まさに、この老人夫婦のサラ金への、あるいはその他の債務が、銀行ローンも含めてほかにないかどうか、やはり指導をしていただきたいと、再度多重債務に陥らないような配慮をぜひお願いしたいというのが1点であります。そういう点、また吟味されているかということが1点目の質問であります。

2点目は、この差し押さえた金額が5社でしたか、合わせて174万ですか、174万2,113円

ということだったかと思うんですが、この老夫婦の市への税の滞納は163万100円とかと言いましたでしょうか。これの中には、1つは延滞金が含まれているかどうなのかという点と、この裁判が勝訴して支払われれば、この方の市への滞納額は全額徴収ができると、できたと、こういうことになるかと思うわけです。

ただ、この手続をとるのに裁判費用がかかりますので、それらの費用、成功報酬15%を勘案すると、実質的に市への実入りといえますか。は125万1,000円だと、こういう説明であったかと思うわけですが、この弁護士への15%の報酬支払いということ、このパーセントがどんな形で決められているのかと。当然弁護士さんだけではなくて司法書士の方々もこういうお仕事をされていると思いますが、一律のそういう規定があつてのものなのかという点が2点目であります。

ですから、163万円あるけれども、この費用がかかるから、その分を当然老夫婦に負担を願うんだというようなことはないわけですね。そう理解して、実質的に市への実入りは125万1,000円であっても、この方の滞納額は全部納入はされたと、こういう結果になるかと思いますが、確認の意味でどうなるのか、15%含めて、この3点をお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） この方のほかに払うもの、債務はあるのかという質問でございます。まだ、この5社の消費者金融のほかに、まだ払っていないところが1カ所あるということで、この分については、今年金で暮らしている方々ですので、この年金からお支払いをしているということで、この5月までで全部終わるそうでございます。今年の5月で全てが終わると。金額ですけれども、延滞金もこれは全部入っております。当然差し押さえについては、ほかのものはありまして、今度差し押さえられた段階のもの金額で今やっておりますので、今現在はもう少し増えていまして、多分180万円ぐらいになっているのかなというふうに思います。これについては早くうちのほうの係長に、せつかく差し押さえしたんだから入れてもらえよという話をしていたところなんです、まだそこに年金から払わなければならない分が少しあるので、5月になれば全部終わりますので、消費者金融に払う分が全部税金として納まってくるので、すぐ解消になるよという話は聞いております。

この成功報酬の15%の報酬金ですか、15%については、どういうふうになったかというのは、普通弁護士とかによって全然違うそうなんです、大体20%ぐらいを成功報酬で取っているそうなんです、うちのほうの廣井先生は、初めてのことで15%がいい、下田市

のことだからいいよという話らしいです。そういう形でお願いして、15%でお願いしたという経過でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君）ぜひ、後の審議の中で、この報酬成功のパーセントについては、いろいろなケースがあろうかと思imasるので、教えていただきたいと思imas。

それから、この老夫婦は恐らくそういう意味では、これ以外の資産を持っていないというぐあいに受け取れますけれども、家とか土地とか、そういうものはない暮らしをしているのではないかというような思いはしますけれども、そういう方であるかどうか、一度確認をさせてください。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） この方は固定資産が少しあります。でも、それが抵当に入って、若夫婦が何か住んでいるらしいんですが、固定資産税があつて、ほかはございません。ただ、うちのほうは差し押さえする場合には、当然いろいろ超過差し押さえ等がないような格好で差し押さえしますので、預金を調べてみたり、それから財産、土地とか家屋を調べたり、それから、まだほかに年金があれば年金を差し押さえたりとか、ほかの債権があるとか、ありとあらゆるお金になるようなものを調べるんですが、今回のこの方については、消費者金融からの多重債務というんですか、押さえたのが一番、この人たちにとっても一番いい方法でないかなということで、ちょっと全国的には余り例のないような訴えの提起をさせてもらったような経過でございます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございますか。

4番。

4番（土屋雄二君） 税務課の他が行っていないことをやってまで収納しようという努力を高く評価するものであります。

ちょっとわからないところがあるから教えてください。税の未納額が163万8,000円で、その申し立て金額が158万7,620円のこの差というのは、要するに、申立金とこれにのっている金額を足すと、その差は何で生じたのかということと。未納金の163万8,000円で、手数料、裁判費用手付金や成功報酬を引くと122万何がしのもので、四十数万の差額が残るけれども、その差額の処理についてはどうなるのかということをお願いいたします。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 差額が生じた場合には、滞納者のほうにお返しするというふうなもの……

〔発言する者あり〕

税務課長（河井文博君） それは、また足りない場合は、またそこの方々、当然請求をしてお金を入れてもらうということだと思います。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前 10 時 46 分休憩

午前 10 時 53 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（河井文博君） すみませんでした。滞納金額が163万8,100円ということでございまして、あと過払い金、5社分合計しまして、過払い金総額としては、先ほど説明した（1）の部分が158万7,620円、それから、まだ支払われていない金利5%の部分が15万4,493円ということでございます。これでよろしいでしょうか。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） この過払いの取り立ては、私が税務課の前に、1年ぐらい前に提案したものですから、それに、今私どもはNPOでこの過払いの問題を支援しているんです。今、4件の裁判をやっているんですけれども、その中でいろいろとこの問題が生じていますので、その点について、アドバイスの言っておきたいことがあるんですが、まず、この過払い請求をしますと、向こうから履歴を送ってきますね、履歴。この履歴をよく調べないと、中間で利益を改ざんしているんですよ、ほとんどの会社が。ですから、実態のことは支店のだれだれがやったとか、職員が、やった人間がいなくなったと言って、相当改ざんしているんです。それで、逆にサラ金のほうから和解を持ちかけたりして、今度は逆にこちらが出張しなければならないと、裁判地へ。裁判所の、そういう場合が出てくるので、ぜひ、この履歴については慎重に当事者と打ち合わせをして進めていただきたいなと、こういうふうに思っ

います。

それから、もう一つは、判決がおりても、ほとんどの会社がすぐに即決でお金を払ってくれないという実績があるんです。なぜ遅れるかと言うと、ほとんどの会社が過払いが多くて、会社がやりくりが大変だということで、実態はすごく遅れるんですよね。そういう点を注意していただきたいということと。

もう1点は、問題は、このサラ金から借りている当事者が一度解決しても、後を追跡調査をすると、我々のNPOで追跡調査をした結果、そのほとんどがまた借りているんですよね。ですから、ぜひ当事者にやはり同じような問題は起こさないようにという行政的な指導をする必要があるのではないかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 貴重な意見ありがとうございます。私ども初めてなものですから、そういうことがあるのかなというふうに今聞いておりました。履歴の改ざんについては、うちのほうも全部しっかりとしたものをいただいていないと、この計算ができませんものから、これについてはよく見てやっていきたいなというふうに思います。

判決がどのくらい遅れるのかなということですが、現在、この過払いについて、多重債務の関係については、あっちこっちで今始まったところではないかなというふうに思います。先日も商工ファンドですか、SFCGでしたか、なかなかその過払いの関係でもらえないというような話もニュースでありました。

それから、滞納者については、これについても、納税相談等で、もうあんた借りられないんだからというような形で、ブラックリストというのが何か金融関係ではあるという話を聞いております。これに記載されますと、なかなか金融会社も貸してくれないとかという話もあります。これについては確約をして、もうこういう金利の高いところはお金は借りないというようなことで、再度確認していきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

8番。

8番（土屋 忍君） ちょっと1点確認ですけれども、僕が聞き忘れているのかどうかかわからないんですけれども、この裁判経費五十何万かがかかるということですが、これはお客さん持ちなのか、それとも下田市持ちなのかということなんですけれども、それによって実質入り下田市122万5,813円、それから滞納額163万8,100円引くと、これまだ残ってし

もうわけなんですけれども、その辺どうなのか、ちょっとまず。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 計算すると、残るような格好になりますけれども、これについては先ほど言いました経費がかかるということで、これは一般会計のほうから出してもらうような形になります。普通の滞納というと、土地を売ったり、何か物を借りたりしてお金にかえる場合は、滞納処分費という格好で、売った金から税金に入れますので、一般会計の持ち出しという格好にはないんですが、どうしてもこの債権等と第三債務者が絡みますと、払ってこないというのは、この消費者金融だけでして、今までは、普通は給料を差し押さえたり、銀行の預金を差し押さえたりということはよくやっていることなんですけど、普通の銀行ですと、差し押さえればすぐ納めてきてくれるんですが、この消費者金融等については、なかなかこういう訴えの提起をしないと納めてくれないというのが実情でございます。

ですので、第三債務者が言うことをきかないということになりますと、これは司法上の法律に基づいてやらなければならないということで、どうしても一般会計のほうからお金を少し出していただいて、この税金に充てると。ですので、簡単に、やたらに、当然こればかりやっているわけにいかなくて、振り分けが必要になってくるのではないかなというふうにもしたくさんありますと、そういう振り分けをして、お金がある方というのはなかなかないと思いますけれども、費用対効果がある程度なければ、このように百何十万もなければ、なかなかできないのかなというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） そうすると、裁判、その他の経費五十何万何がしが一般会計から出るということですよ。入ってくる、最終的な差し引いたお金122万幾らですか、それが滞納に充てますよね。そうすると、その滞納者のほうの、その163万8,100円の滞納金ですよ。滞納金があって、完全に入ったお金122万5,813円を差し引きますけれども、これは滞納金から差し引くと残りますよね、41万幾らかな、残りますよね。それはまだ残るのかということ聞いたんですけれども。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 裁判経費とは全然別個な形で考えてもらわないとちょっと計算ができなくて、あくまでも差し押さえた金額は、うちのほうの税金に入れる。余った金額については、お客さんに返すというようなことですね。

〔発言する者あり〕

税務課長（河井文博君） 経費は、さっき言ったように、一般会計から出すわけです。要するに、今回25万5,000円の経費がまず裁判費用等がかかっています。その後に成功報酬として15%、その分については一般会計のほうで出していただくというふうなことです。

〔発言する者あり〕

税務課長（河井文博君） 一般会計と言った言い方がまずかったかもしれませんが、経費については、市役所のほうで出すと、下田市で出すということでございます。

議長（増田 清君） ここで質問の途中ですけれども、10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 3 分休憩

午前 1 1 時 1 3 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、議第15号議案の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（河井文博君） すみません。まず、滞納額というのは163万8,100円、これは2月11日現在、21年2月11日現在までの数を計算しております。それから、5社の会社からいただくというんですか、差し押さえる分を、給付の請求をする分が固まった数字というのは158万7,620円で、まだほかに、これに対する利息を5%、これを2月10日現在で計算しますと15万4,493円ということで、この5社トータルで174万円ぐらいが入ってくるだろうということで、このほかに、また全然別個に裁判経費が、先ほど言いましたように、市役所で払う分はあります。これが大体50万円ぐらいになるだろうというようなことで、とりあえず過払い金、要するに消費者金融からいただくものが170万で、滞納者が160万ということですから、これについては滞納分を全部賄うと、全部いただければ賄うと、余った分については滞納者に払うと、お支払いするというところでございます。

ただ、今言ったように、五十万何がしのお金が一般会計のほうから出すことになりますので、これについては今後また検討していかなければならないと、要するに費用対効果のある方法でやっていかなければということを考えながらやらなければならないということがございます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第16号 訴えの提起について（株式会社武富士）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第16号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第17号 訴えの提起について（プロミス株式会社）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第18号 訴えの提起について（株式会社エイワ）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第18号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第19号 訴えの提起について（株式会社S F コーポレーション）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第19号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第20号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第20号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第20号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページ、21ページをお開き願います。

20ページが議案のかがみでございます。

下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙21ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由でございますが、統計法の全部改正、統計報告調整法の廃止及び静岡県統計調査条例の全部改正に伴いまして、所要の規定を整備する必要があるため提案するものでございます。

議案説明の前に、統計法の改正等について簡単にご説明申し上げますと、これまでは行政情報としての役割が強かった公的な統計を社会の情報基盤、情報資源としての統計に体系的、計画的に整備しまして、国民や事業者の方々にとって使いやすい情報とするために統計法が全面的に改正され、平成19年5月23日に交付されまして、本年4月1日から全面施行される運びとなっているものでございます。

また、統計報告の徴収方法とか、報告の様式、その他、統計報告についての必要な調整を行って、行政事務の能率化を図ることを目的としました統計報告調整法につきましては、その役割を改正後の統計法は休止をするという制度設計によりまして、統計法の改正附則に、第2条におきまして廃止されております。

それでは、条例改正案の内容につきましてご説明申し上げます。

21ページの改正法のとおり、改正の内容でございますけれども、説明は条例改正関係と説明資料により行います。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の15ページ、16ページをお開き願います。

新旧対照表、見開き左側15ページの改正前、右側16ページ改正後で、アンダーラインの引いてある箇所が今回改正するところでございます。

条例第29条第1項第1号及び第2号を全部改めまして、第3号及び第4号を削って、第5号を第3号に繰り上げるといった改正内容でございます。

条例第29条というのは、他の法令等によりまして、個人情報の公開、訂正、削除または中止の手續が定められているものなどに係る個人情報については、この条例を適用しないことを定めたものでございまして、第1号は、改正前の統計法、第2条に規定するところの政府、もしくは地方公共団体が作成する統計、またはその他のものに委託して作成する統計であって、総務大臣が指定し、公示した指定統計という従来の統計法の考え方が改正後の統計法では第2条第6項に規定する基幹統計という概念に変更されたことに伴って、関係する条文を改めるものでございます。基幹統計とは、国勢調査や国民経済計算、その他を指すものでござ

ざいます。

改正前の条例第29条第1項第2号に規定する統計調査とは、改正前の統計法第8条第1項に規定する指定統計調査以外の統計調査のことですけれども、改正後の統計法では、第24条第1項におきまして、地方公共団体が行う統計調査に改められ、ここで言う地方公共団体とは、都道府県と指定都市のことです。また、下田市におきましては直接関係してこないため、改正前の条例第29条第1項第2号を削り、また、改正前の条例第29条第1項第3号につきましては、そこで引用している統計報告調整法が先ほど申し上げましたように、今年4月1日で廃止されることに伴い、同様に削るものだと思います。

さらに、改正前の条例第29条第1項第4号に規定した静岡県統計調査条例が統計法の全部改正に伴って、昨年12月26日に全部改正されたことにより、下田市個人情報保護条例第29条第1項第2号として所要の整備を行い、静岡県統計調査条例第2条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報という規定に改めるものだと思います。

以上、各号の改正によりまして、改正前の条例第29条第1項第5号を繰り下げる必要があり、同法を改正後の条例第29条第1項第3号に改めるものだと思います。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は改正後の統計法の施行日と同じ平成21年4月1日から施行するというものだと思います。

以上、大変雑駁でございましたが、議第20号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 今の説明の中で、第2項と3項が削除されて、1項、2項として残ったということなんですが、あと情報という言葉が個人情報に変えたと。ちょっと気になったのは、旧のほうでは指定統計を作成するために集められた情報は適用しないのが、今度は調査票情報に含まれる個人情報となったんですが、これはその統計調査をやっていくときに集めた情報のうち、調査票に書かれないものについては、ここに該当しないという読み方をしているのか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） 改正後の統計法におきまして、調査上、この基幹統計と一般統計

調査という概念に区分されますけれども、ここで言う基幹統計調査というのは、国勢統計とか、あるいは国民経済計算の統計を指しているものでございまして、また、一般統計調査とは行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものということを示しています。この行政機関というのは、政府機関のことを指しておりまして、地方公共団体には関係ございませんけれども、この統計法の改正によりまして、調査票情報という言葉が使用されております、法の中で。それで、そこを明確にするために、これまで使っていた統計調査によって改めた情報を調査票情報に含まれる個人情報という形で、法に基づいて正確に表現させていただいたものでございます。

〔発言する者あり〕

総務課長（糸賀秀穂君） あくまでも、この調査票情報に搭載されている、記載されている情報ということに限るということでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） この統計法に規定する基幹統計調査というのは、具体的にどういうふうなものが含まれる、どういうふうな情報がこれに当てはまるんですか。そこをまず 1 点お聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） 基幹統計という情報は、先ほど申しましたように、国勢調査とか、あるいは国民経済計算と言いまして、例えば、これまでやっているような消費者行政の統計とか、あるいはセンサス、いろいろなセンサスがありますけれども、そういったものを指しているということでございます。要するに、農林漁業センサスとか、住宅統計調査とか、そういったもろもろの統計調査のことでございます。

議長（増田 清君） 5 番。

5 番（鈴木 敬君） それで、そのような調査の内容、結果については、これは個人情報保護法については適用しないという、適用しないというのは、この場合はオープンにしてもいいということになるんですか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） 先ほどの議案の説明で触れさせていただきましたけれども、下田市の個人情報保護条例で適用しなくてもいいというのは、他の法令によって、そこは拘束されていると、規制があるということで、あえて下田市の条例で規制する必要はないと、そう

いう意味合いでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

総務課長（糸賀秀穂君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の22ページ、23ページをお開き願います。

22ページは、議案のかがみでございます。下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙23ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由でございますが、職員の給与の額の減じる割合を見直すためでございます。

ご承知のとおり、下田市特別職等の給与の特例に関する条例につきましては、本市の厳しい財政事情を考慮しまして、早期財政健全化を図るための1つの手法といたしまして、市長、副市長、教育長のほか、一般職の職員の給与を一定の割合で減額することにつきまして、平成18年3月市議会において議決をちょうだいして、以後、職員の基本給につきましては、昨年3月の市議会定例会におきまして、独自削減率を変更する内容で条例の一部改正を議決いただき、また、市長、副市長及び教育長につきましては、昨年6月市議会定例会におきまして、平成20年7月5日から平成24年7月4日までの間に支給されるべき給料の額を引き続き10分の1減じて支給することの議決をちょうだいして現在に至っているものでございます。

今回の一部改正条例の提案理由でございますが、本市の厳しい財政事情を職員にご理解いただきまして、平成18年度から平成20年度までの3カ年度にわたる給与の独自削減によりまして、削減しなかった場合と比較しますと、約3億7,000万円に上る効果額が見込まれます。

平成21年度の予算編成におきましても、人件費の圧縮による財源の確保の成否が非常に重要な要因を占めるという共通認識の上に立ちまして、新年度予算編成に向けて、職員各位の

ご理解をいただくため職員団体と交渉を重ねてまいりました。その結果、平成18年度、19年度、20年度に引き続き、4年目となります21年度におきましても、給与の独自削減にご理解、ご協力を得て、妥結に至ったものでございます。

独自削減の概要、その他、条例改正の詳細につきましては、条例改正関係と説明資料によりましてご説明申し上げますので、説明資料の17ページ、18ページをお開き願います。

17ページは改正前、18ページは改正後でございます。アンダーラインの引いてあるところが改正箇所でございます。

今回の改正に係る条例第4条は、一般職の職員の給与の額の特例を規定しているものでございまして、第4条第1項中において、給与の減額の期間として、現行条例上は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間と定めているところですが、これを平成21年4月1日から平成22年3月31日までに改め、平成21年度におきましても、一般職の職員の給与の額を減額するという特例を継続するというものでございます。

特例の内容でございますけれども、17ページの第4条第1項の表をご覧くださいますと、平成20年度におきましては、職務の号級が1級1号から1号40号にある者と、2級1号から2級4号にある者、おおむね23歳までの職員17人が該当しておりまして、これらの職員は100分の5を減じ、その下の欄に記載した号級にある者、これらに該当する職員、おおむね24歳から33歳までの職員55人ですが、これらの職員は100分の6を減じ、その下の欄に記載の号級にある者、これらの職員はおおむね34歳以上の者187人が該当していましたが、これらの職員は100分の7を減じております。

平成21年度におきましては、地方分権改革によります業務量の増大や職員削減による職員1人当たりの業務密度の高まりに伴う負担増の問題、また、本市職員のラスパイレス指数は依然として低レベルに位置していること。さらに、景気後退局面におきまして、生活環境を取り巻く厳しい情勢などを考慮し、一部削減率を緩和する内容で見直しを行ったものでございます。

具体的には、職務の級及び号級が1級1号から1級40号にある者及び職務の級及び号級が2級1号から2級4号にある者、おおむね23歳までの職員16人につきまして、削減率を100分の5から100分の4へ引き下げ、職務の級及び号級が1級41号から1級80号にある者、2級5号から2級44号にある者及び3級1号から3級4号にある者、これはおおむね24歳以上33歳未満の職員60人が対象となりますが、削減率を100分の6から100分の5へ引き下げ、また、職務の級及び号級は1級81号から1級97号にある者、2級45号から2級125号にある者、

3級5号から3級101号にある者、さらに職務の級及び号級は4級、5級、6級にある者で、おおむね34歳以上の職員181人が対象となりますけれども、削減率を100分の7から100分の6へそれぞれ1%ずつ引き下げるものでございます。

第4条第2項は、管理職手当に関する規定でございまして、給料の削減率の引き下げに伴い、管理職手当の率も連動し、削減率を100分の7から100分の6へ1%引き下げるものでございます。削減率をそれぞれ1%緩和することで、約1,400万円余りの財源が必要となりますが、独自削減を継続することによりまして、一般職員給与ベースで削減しない場合と比較して、年間およそ8,300万円の削減効果が生まれ、平成18年度から平成21年度までの4年間の効果額は約4億7,000万円と見込んでいるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、23ページの附則でございまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 1%削減したということで、この職員の給与カットは、記憶が正しければですが、集中改革プランの中で、当初5カ年というようなことで提案されたというような記憶があるんですが、今、今度4年目ですか になったと思いますが、当初の提案どおり、5年でこの給与カットはやめられるお考えなのかどうかお尋ねします。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今質問がありましたように、5カ年という当局側からの申し入れに対しまして、組合側は1年ごとの交渉にしてほしいということで今まで協議をしてまいりました。一応、当局側としては5年ということでございますが、これは1年ごとの交渉ですから相手側との妥結を前提にしております。そうした中で、我々としてはぜひ5年お願いしたいということで申し入れをしております。

ただ、ご承知のとおり、合併の状況もございまして、今までの交渉の中では合併がなった場合は、これはもとの給料での4市町での給与調整になるということは確認をしております。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 私が聞いたのは、要は、当初5年の約束でやりたいと言ったんだから、6年目には給与カットの提案はしないんですか、するんですかという質問です。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） すみません。最近、質問に対して答弁がなかなかかみ合っていないということで気をつけます。

そうですね、組合側としては当初5年ということですから、最大でも5年という申し入れがあります。我々といたしましても、今まで大変重い条件で理解をしてもらっていますので、基本的には5年ということで回答をしております。ですから、6年目以降は、もとに戻すという前提で交渉してきています。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 先ほど伊藤議員が質問したとおり、いわゆる集中改革プラン5年のスパンでいろいろな経費の見直しをしようという中で行財政改革、特に財政運営の財政健全化を図ってこうというふうなことでいろいろなものが始まりまして、いわゆるCAP制度ですか、等々のことによって人件費を含めさまざまな経費が圧縮されてきました、この5年間に。人件費等についても今年は4年目で、21年度4年目で、あと1年あるわけなんですけど、この間、人件費総額は着実にというんですか、平成18年度が21億、平成20年度が17億、減ってきております。ですが、21年度は増えていますよね。21年度の予算書を見ると、人件費は20年度に比べては増えている。人数は、職員の数は減っている。人件費の総額は増えている。これはどういうことなのか、ご説明をお願いします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） 昨年度に比べまして、人件費の割合が若干増えております。この増える要因でございますけれども、削減率をそれぞれ1%ずつ緩和しております。この緩和による影響額というのが主な要因ということでございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 削減率を緩和した。実質的には、ですから、賃上げとは言いませんけれども、人件費増えているわけですね、総額で。職員一人一人の取り分もそれだけ増えるということで、これがまだ集中改革プラン4年目、一応5年のスパンでいろいろな、人件費も含めていろいろな経費の見直しをしようというときに、確かに借上債、繰替償還、借上債

等々で公債費も大分減っているという中で、それをそのまま何かちょっと人件費のほうに回したのかなんていうふうな思いもしたりするんですけども、とにかく今少なくとも、まだまだ行財政改革の再建途上にあつて、さまざまなところにいろいろなもの、いろいろなしわ寄せも行っている、市民生活の中でもいろいろな形でしわ寄せが行っている。また、繰上償還自体も下水道料金の値上げ等々の市民生活に対する負担もお願いしながら進めている。そういうふうな中で、若干ですけども、0.7%ですか だけのアップですけども、今人件費を上げるということは、これは総額上がるということは、これはいかがなものかと思いますが、もう一度そこら辺のところのご意見をお聞かせください。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 給与の関係につきましては、ご承知のとおり給与構造改革ということで大変職員の給与におきましては、人勸等も含めまして引き下げられた経過がございます。その段階で、現給保障ということで、ある、その現給まで到達する年数は、昇給アップはしないということの中で給与を決めてきております。

今回、給与構造改革から数年たちまして、そういう昇給をさせない職員が少しずつ現給保障まで達しまして、幾らかずつ昇給アップという、定昇ですね、これ一般に言う。こういう事態も来ておりまして、そのために通常、今までは定昇ですと、2%強ほど毎年定期昇給で上がっていたものが、しばらくの間は定期昇給が本当に少なかった、その影響で金額も小さかったという状況でございますが、今言ったような状況から、定期昇給分も総務課長の説明にあわせて若干上がってきているということで、全体の職員給与費が上がっているというのが現状でございます。

当然に、引き続き職員に給与カットを求めているということは、今議員が言われたように、集中改革プランも含めまして、民間の情勢、また、補助金のカットと、こういう状況を理解をしていただいて、あえてこれを承諾している、そういう状況下でございます、今言われたことは十分に承知の中での決定でございます。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 先ほどの副市長の答弁の中に、合併という言葉が出てきたと思いますけれども、合併も幾らか今回の給料削減、カット率の、ちょっと下げたというんですか、等々とも関連してくるんですか。合併との関連等々もあるんですか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今回は、合併とは全然関係ございません。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 職員の給与であります、100分の5を100分の4に、今役所に入られた方といたしますか のところなるということですが、具体的に初任給はそうしますと、どういう金額になるのかと、南や河津や、この近隣の町と比べてどういう平均がとれているのかという点をまずお尋ねをしたいと思います。

それから、なお平均ベース、あるいは課長職の皆さん等々のところの比較ができるものがあればお答えをいただきたいと、こういうぐあいに思います。

それから、ご説明いただいた件がちょっと理解できないところがありましたので、質問をさせてもらいたいと思いますが、今年度までで3億7,000万円の人件費が削減をされたらと、こう理解してよろしいか。そして、この提案の中で4億7,000万の人件費が減になると、こういう理解でいいかという点が1点であります。

それから、その説明の中で、1,400万予算上必要になるけれども、8,300万とかというような数字も出てきたかと思うんですが、その関連がどのようになっているのかという点、ちょっと聞き漏らした点が僕のほうであると思いますが、お教えをいただきたいと、思います。

それから、国の一定の基準がありますよね、ラスパイレス指数というんじゃないかと思うんですけども、その比較をしたときに、どういう基準になっているのかという点が2点目の質問であります。

3点目は、人件費を4億7,000万削減をするということは、職員が大変協力してくれていると。当然、このお金を市民のために使えと、こういう思いが職員の中にあると思うわけです。そういう行政予算措置がされているのかどうかと。この人件費の減の分は、どういうところに、どういうぐあいに厚く与えられているのか、与えられていないのかという点について、3点目にお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（糸賀秀穂君） まず、本市職員の初任給の件でございますけれども、初任給につきましては、大学卒が初任給1級33号に格付しています。現在の給料表によりまして17万8,500円でございます。17万8,500円です。高校卒が1の17に格付しまして14万9,900円でございます。現在、20年度におきまして5%カットしておりますので、これが16万9,000円の大卒の初任給、それから高卒の場合には14万2,500円になります。この金額は、近隣の賀茂郡下の町と比較しますと、初任給につきましては、カット後の初任給につきましては低いと

いう状況でございますが、これをもとに戻しますと若干高くなると、そういう状況でございます。

平均の給与ベース、どの程度になるのかということでございますけれども、20年4月1日現在におきましては、平均給料月額、一般行政職で大体30万3,000円程度でございます。本年4月1日で予算を認めていただきました場合には30万2,000円程度になります。これは人員で職員1人当たりの給与の計算が一般行政職とか、税務職とか、福祉職とか、あるいは教育職という形で分けられておりますので、全体で幾らという形のもの出ていますけれども、給料表の中ではそれぞれ分けて、区分させていただいておりまして、今挙げたような数字になっております。

ちなみに、税務職におきましては、昨年26万円だったものが、本年は、21年度は大体26万3,000円ぐらい、26万4,000円ぐらいの平均給料になるのかという推計をしております。

それから、1,400万円のお話と、それから削減の効果の8,000万円余の関係でございますけれども、現在、5%、6%、7%のカットをしているわけでございます。これを削減をそのまましますと、大体人件費15億3,700万円ぐらいになります。これを1%ずつ引き下げますと15億5,100万円程度になりまして、この差で約1,400万円というものでございます。この引き下げることによって、これは全体の数字です。要するに、カットしない場合と、全くカットしない場合と、カットした場合の差額が約8,000万円を超える金額になるというものでございます。

それから、ラスパイレス指数につきましては、これは国の、国家公務員の給与を基準として、100として、基準としておりますけれども、本市の場合には、平成18年度におきましては82.8、それから昨年、平成19年度におきましては88.2でございます。平成20年4月1日につきましては、それを若干上回ってくると、89%をちょっと超えるラスパイレス指数ということでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 人件費をカットいたしました、その金額がどのように使われているかというご質問でございます。これは組合との交渉の中でも、やはり組合のほうからどういう形に使われているのか、本当に有効に生かされているのかということの質問といたしますが、要請もでございます。そうした中では、なかなかこの職員協力の中での浮いた金を、これをどこへ使うかということについては、やはり年々の予算計上の中で絶対的な財源不足の中で浮

いた金を使わせていただいているということで、これは満遍なく教育や環境や健康や、また産業的な不足財源として使わせていただいているということで、不満でしょうけれども、理解をいただいているところでございます。

ただ、この状況が解消されたときには、やはり年々の金額、それから、それをどういう形でということは、皆さんとまたしっかりと議論をしましょうということの理解で今進んでおりますので、大変苦しいんですけれども、組合のほうとはそういう形の理解をいただいているところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 大変財政的にも困難な中で、市政運営上も優秀な職員が求められている時期だと思うわけです。その新採の職員が近隣の町村よりも初任給が下であると、こういう状態で、やはりいいかということ、やはり優秀な人材を募集することから言えば、少なくとも近隣の町村並みに一刻も早く引き上げるという努力をすべきじゃないかと、こう思うわけです。意見として言わせていただきたいというぐあいに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩します。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第22号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） それでは、議第22号のご説明を申し上げます。

議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿24ページ、25ページをご覧ください。

議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行令の一部改正による所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。

この家電リサイクル法は、廃棄物の減量と有用な部品、素材のリサイクルを図り、循環型社会の実現を目指すため、家庭用機器のリサイクルを促進する新たな仕組みとして平成13年4月から施行されました。この法律は、施行して5年後に評価、検討を行い、必要な措置を講ずることが規定されており、このため国の各種審議会において、評価、検討した結果、今後、急速に普及が見込まれる液晶テレビ及びプラズマテレビ並びに洗濯機と類似商品となっている衣類乾燥機は対象品目として追加すべきであるとの報告があり、この報告書に基づき、昨年12月、来年、今年になりますが、4月1日から対象品目が追加されること等を規定した政令が公布となったことに伴う条例の改正とあわせて条文の整備を行うものでございます。

それでは、条文の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の19ページ、20ページをお開きください。

奇数ページが改正前、偶数ページが改正後、アンダーラインが引かれている部分が改正する箇所でございます。

第9条ですが、改正前条文中の廃棄物処理法第10条第2項において、市町村は一般廃棄物とあわせて産業廃棄物の処理を行うことができることを規定しており、これにより、条例第9条は、市が処理する産業廃棄物は一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量のものとする規定しております。廃棄物処理法の改正により、改正前の法第10条が改正後は第11条に繰り下げになったため条文を整理するものでございます。

次に、第11条ですが、改正前条文中、法第7条は、廃棄物処理業の市町村長許可について、第1項は収集運搬業、第4項は処分業の規定をしています。これにより、条例第11条は、この許可を受けようとする場合は、許可申請手数料の納入をしなければならないと規定してい

るものでございます。廃棄物処理法の一部改正により、第4項が第6項に繰り下げとなったため、条文を整理するものでございます。

次に、別表第1をご覧ください。

この(第8条関係)とは、廃棄物の収集持ち込み手数料を徴収する規定です。取り扱い区分において、改正前、特定家庭用機器再商品化法施行令第一条を、改正後は特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に改め、改正前のテレビ受信機、テレビジョン受信機(ブラウン管式のものに限る)と電気洗濯機を改正後は、テレビジョン受信機(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式のものに限る)と電気洗濯機及び衣類乾燥機に改めるものでございます。

家電リサイクル法は、家庭用として製造販売され、通常家庭で使用される機器を対象としていますので、もっぱら業務用機器は対象外となります。

なお、この別表の対象廃家電手数料の金額は、清掃センターに持ち込まれた機器を伊東市内の指定引き取り所まで運搬する手数料が定められております。今回、新たに加わったテレビジョン受信機2品目は、従来と同額、1台につき1,000円と同額とし、衣類乾燥機は電気洗濯機と同じ取り扱い区分として、1台1,000円とするものでございます。

次に、別表第2は、一般廃棄物処理業等許可申請手数料の額を定めています。現在、この許可申請手数料の条文は、第11条のため、記述の整備をするものでございます。

それでは、議案件名簿に戻っていただきまして、25ページをお願いいたします。

附則でございますが、条例は平成21年4月1日から施行する。ただし、条例第9条第11条及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番(沢登英信君) 具体的に、内容的に施行令の改正によって改正になった部分は、テレビジョンの受信機の液晶式、プラズマ式が加えられたという点と、衣類の乾燥機が加えられたと、こういう理解でよろしいかという点が第1点お尋ねをしたいと思います。

あとは政令ですか、施行令の改正に伴う条文の整理といたしますか、ということと理解して

いいかということでありませぬ。

2点目は、この手数料が出てきますね。収集手数料出てきて、第11条の一般廃棄物処理業の申請の手数料が変わるといふ、条文が変わるといふ、こういうことだと思ふんですが、これに伴いまして、現在一般廃棄物の処理業の許可を受けている方々がどのぐらいいて、この手数料の適用になる申請、手数料から金額は、条文が7条1項、6項、4項から6項になっただけだということのようでありませぬが、これに関連してお尋ねしたいと思ふんですが、廃棄物の処理業の許可を受けている下田の業者が何人ぐらいで、近くこの改正に伴って更新をするという業者がどのぐらいあるのか、あわせてお尋ねをしたいと思ふます。

それから、例のテレビにつきましては、ガスを抜くのに施設がないから地元の業者の施設ではできないう、伊東に持っていくと、こういう経過があったかと思ふんですが、液晶式及びプラズマ式のものの、この処分をする施設の特徴といひませぬか、どういうものがあるのか、どういう規制があるのかということをお尋ねしたいと思ふます。

恐らく、この乾燥類、電気洗濯機と衣類の乾燥機との違いといふのはないんじやないかと思ふんですが、このテレビの液晶とプラズマについては、特別なそれをリサイクルしていく、あるいは処分していくときの施設といふんじやないか、一定の法規制がどういうものがあるかといふのをあわせてわかったらお尋ねしたいと思ふます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 最初のご質問の確認については、そのとおりでございます。

それで、更新の業者、手数料でございますが、まず、この21年におきましては、汚泥運搬の業者の更新が1社、それからごみの収集運搬の許可の業者が4社、それから浄化槽清掃の許可の更新が2社、それからごみ処分業の許可の申請の業者が1社ということで、延べ8社が21年は更新の予定でございます。

それから、このテレビの液晶、今回加わるプラズマの回収の件でございますけれども、この液晶につきましては、中に蛍光灯が含まれておりまして、その水銀を回収するといふこと。そしてまた、プラズマテレビにおきましては鉛の回収等が義務づけられるといふ、また、ガラスの基盤の中に、テレビの。砒素とか、そのほかいろいろな化合物が含まれているといふことで、こういう物質について回収の義務がなされるといふことの中から、今回、下田にあるこういう施設、業者につきましては、今もそうですけれども、そういうリサイクル、解体してリサイクルする施設がございませぬので、もし受けるとしたら収集運搬といふ、運搬だけのものになるかと思ふます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第23号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第23号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） それでは、議第23号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとするものでございます。

提案理由は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。

次の27ページをお願いいたします。

下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

下田市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものでございまして、説明資料は21ページ、22ページにございます。上段のほうになります。

第4条を次のように改める。被保険者としなない者、第4条児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行う者、もしくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のいないものは被保険者としなない。条文は以上でございます。

本文に戻っていただいて、27ページですけれども、この附則ですが、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

少しつけ加えさせていただきますと、これは改正文中、小規模住居型児童養育事業を行う者という、ここのところが入ったわけでございますけれども、どういうものかと言うと、解説では、里親を事業化したものということだそうで、そういう事業化することができるとい

う法律が改正されたということで、こういうものを国民健康保険のほうの条例を変えるということでございます。

つけ加えますと、被保険者とし不在児童はそれではどうなるかということですが、県の発行する受診券により受診ができることになっております。費用もすべて県が補助するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明といたします。よろしくご審議をお願いします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第23号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第24号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） それでは、引き続き、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

下田市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとするものでございます。

提案理由でございますが、平成21年度から23年度までの保険料率を定めるものでございます。

説明資料のほうでは21ページ、22ページの下段のほうでご覧いただきたいと思っております。

左側が改正前、右側が、右ページが改正後、アンダーラインの部分は改正部分でございます。

議第24号 下田市介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

第5条中、平成18年度から平成20年度までを平成21年度から平成23年度までに改め、同条第1号及び第2号中、1万9,200円を1万6,788円に改め、同条第3号中、2万8,800円を2

万5,182円に改め、同条第4号中、3万8,400円を3万3,576円に改め、同条第5号中、4万8,000円を4万1,970円に改め、同条第6号中、5万7,600円を5万364円に改め、同条に次の1項を加える。

第2項、前項の規定による保険料によって算定された各年度における保険料に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を当該保険料とする。

以上でございます。

次は、本文に戻っていただきまして、29ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますけれども、まず、施行期日、第1項、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の下田市介護保険条例第5号の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例、第3項、令附則第9条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成21年度から23年度までの保険料率は第5条第1項の規定にかかわらず2万7,869円とする。

第4項、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、新条例第5条第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

第1号、令第38条第1項第1号に掲げる者1万6,500円、第2号、令第38条第1項第2号に掲げる者1万6,500円、第3号、令第38条第1項第3号に掲げる者2万4,750円、第4号、令第38条第1項第4号に掲げる者3万3,000円、第5号、令第38条第1項第5号に掲げる者4万1,250円、第6号、令第38条第1項第6号に掲げる者4万9,500円、第7号、令附則第9条第1項及び第2項に規定する者2万7,390円。

以上、附則の部分でございます。今回の保険料の前期、保険料は、前期第3期に比べて平均14%、5,400円の減額となります。

では、お手元の資料によってご説明させていただきたいと思いますが、2枚つづりの大きな表をお配りしたものでございます。2枚のものでございますけれども、一番上のほう、よろしいでしょうか。

議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例、資料でございます。

第4期、平成21年度から平成23年度、これの下田市介護保険料のあらましでございますけ

れども、まず、表の一番左、保険料段階、ここが1段階から6段階ございまして、第4段階が細分化されております。令及び令附則という部分で、今附則の部分を説明させていただきましたけれども、その38条1項1号、2号、3号で、令附則の9条1項、2項、それから令38条1項4号、1項5号、1項6号というふうな段階になっておりまして、これが対象者はその右になっておりまして、1段階から6段階まで、所得段階別に区分けされております。そして、その右に行っていただきますと、5条及び附則第3項の先ほどの条例本文の金額が書かれておると思います。準備基金取り崩し額を考慮した額にここがなっております。準備基金を取り崩して、今回保険料に充てるということで、この部分がまず準備基金を取り崩した額を考慮して定めた年額でございます。一番上が1万6,788円から一番下、5万364円までの列でございます。

次に、特別交付金、要するに、3%と言っていました従事者の改善をするために、介護従事者の改善をするために3%、賃金を要するに上げるという部分で3%の交付金が国から来るということで、この部分を考慮して附則第4項ということになりますけれども、この部分で最終的な金額が1段階1万6,500円から6段階4万9,500円ということになりまして、標準的な4段階目の令第38条1項4号、ここが3万3,000円という標準的な100%のところになります。上に行くと低くなりまして、下に行くと高くなると、そういう所得の段階でこれを図っております。決めております。

それで、この部分、2枚目のところ、その説明資料でございますけれども、この部分は、全員協議会のときもご説明させていただきました、ちょっとわかりが悪かったかと思っておりますけれども、全体の、この3年間、向こう3年間の人口の推計をさせていただいて、その後、1号被保険者の推計をさせていただくというようなことをして、最終的に3年間で介護保険料が、介護のこの給付費の算定をしたわけです。これが見込額ということで、21、22、23年、合計のところ、一番右のほうに、上のほうの という、55億358万1,672円というところが、この額が予想される3年間の給付費ということになります。これはご存じとおり、1割は介護保険1号被保険者といいますか、本人が負担してもらう分は1割、残り9割が国・県・市、それから皆さんで補う保険等になるわけでございますけれども、その1割を除いた9割がここに出されたものでございます。推計された数字で、55億という数字になっております。

それから、大きな2の地域支援事業、この部分は、支援の部分、介護1まで行かない支援の部分、支援1、支援2、それから、ここは地域支援包括センターのような部分の費用、こ

こら辺を入れまして、2番が3年間で1億4,889万円、その1と2を足して56億5,247万1,672円という、という総費用、必要額が出たわけでございます。ここが、この推計をしまして、それから1号被保険者、65歳以上の1号被保険者が負担する分ということで、今のは全体を565億というふうに言ったんですけれども、その割り振りは2分の1が国・県・市でございます。2分の1、50%、残り50%のうち30%が2号被保険者、64歳以下、40歳、64歳以下、ここの部分で賄う部分が30%、残りが1号被保険者で、相互に助け合うという保険料ということになります。その部分を出すために、そこで3に20%を掛けて4にします。出た答えが11億3,049万4,334円、11億3,000万とおよそ出たわけでございます。そこから、今準備基金の取り崩しということで説明させていただきましたけれども、準備基金を2億8,180万円取り崩したいということ。それから、介護従事者の臨時特例交付金が1,343万9,000円来るとということで、この辺を引いていきますと、保険料収納の必要額、どうしても、これを1号被保険者にお願いする額でございますけれども、7億7,691万6,765円という数字が出てきます。

それで、収納率を掛けまして、それから人数で割るということになりまして、計算していきますと、年額3万3,000円平均ということが出てまいります。それに沿って6段階に分けさせていただいたというようなことになります。それを条例化すると、したいということで提案させていただくものでございます。

ちょっとややこしい説明でございますけれども、以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 申しわけなく、全協にいなかったせいかよくわからないんですが、この第1号被保険者負担分、これだけ保険料を集めなければ、保険料というか、収入がなければいかんと、こういって、それが1号被保険者の負担分が20%だから、この保険給付の20%を掛けて11億3,000万だと、こういうことなんです、新年度の予算を見ますと、保険給付費が17億6,000万、そこで集められる保険料が2億5,200万ということですね、13%を集めなければならんよということになっておるんですが、この7%の差というのはどこから来たのかなと。予算編成上で来たのか、何で来たのか知らんけれども、が保険給付費の20%ですよとしているわけですよ、歳入として見込むのは。わかったよ、最初の説明で言う

と、保険給付費が56億5,000万あると、3年間で。3年間で、このうちの20%は保険料で集めなければいけませんよと、それが11億3,000万ですよと、こういう仕組みでやってますよということでありました。

一方、新年度予算、新年度予算の介護保険を見ると、保険給付費が17億6,000万で、保険料が2億5,200万で、13%の歳入を見込んでおるわけですよ。17億6,000万と、この4,600万を足して、正確に言うと18億、新年度予算の330ページ、ここに保険給付費で17億6,100、だからこの21年度に出ている数字と一緒にですよ、17億6,100。地域事業で4,682万6,000円見ているわけですよ。この、あなたがくれた表でも同じ数字出ているんだけど、これの合計金額が18億なんですよ。18億792万5,168円になるわけですよ、この理屈で行くと。要するに入ってくる金額になるという実質だとすると、18億700の20%、3億6,100がこの予算としては出てこなければいかんではないかと。強いて言うなら、3億6,100万に、この収納率の97.9%を掛けて3億二、三千万が出てくるんだと思うんだけど、予算の編成上は、20%じゃなくて13%で見ているんですよ、予算編成上の必要収入額が。これとこれの足したものの20%が予算上の保険料になるわけなんです。

議長（増田 清君） 伊藤議員、答弁があります。

健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 今、議員おっしゃられた根拠となる数字は20%の11億3,000万、ここをおっしゃられているかと思えますけれども、これは、そうですね、わかりました。準備基金とか交付金を何ですか、そこら辺で投入するわけですよ。その前の数字ですよ。それを引かないと出てこないと思うんですけども。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 1時35分休憩

午後 1時49分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） それでは、ただいまのご質問ですけども、全体を3年を1サイクルとしてやっておりますので、個々の年度別に出すというときは、すべてを3分の1ずつにしないと正しい数字が出てきませんけれども、そうしていけば、21年度の予算にほぼ

合うのではないかというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 介護保険の従事者への3%の上乗せをしていこうということですが、なぜ附則の第4号で平均ベースの（4）のところでいきますと3万3,000円にしているわけですが、期間は同じ期間ですね、3年間ですので21年から23年までであります。

そうしますと、この第5条の保険料のところ、税をうたって年間で3万3,576円、こちらの附則のほうでは3万3,000円、実際に運用されるのは3万3,000円だと、こういう仕組みになっているわけですが、どういふわけで、この5条そのものを附則の金額に変えないのかと、条例を読んだときに大変わかりにくい条例になってしまうのではないかと思うわけです。幾らにするかというのは、各自治体で権限があるわけですので、わざわざ例で実際使うのはこっちだよと、条文見ると、この金額と違うよというようなやり方はどうなのかなという思いがありますもので、どういふわけでこういうスタイルにしたのかという点が1点目であります。

それから、2点目は、20%というのは75歳以上、65歳からの障害者も入るようですが、比率が20%になったから、当初は、たしか17%だったかと思うんですが、20%になったので2割ということになったのではないかと思うんですが、その20%の率がどういふ理由かということと。この見積もりが決算に合わせてどういふ関係にあるのかという点の資料がここに出ていないですね。21年度から23年度のこの資料はすべて見込みでありますので、20年度の決算見込みがあれば、この横にちょっと数字をお教えいただきたいと、なければ19年度の決算数字が比較してもらえると理解が進むんじゃないかと思っておりますけれども、お手元があれば、今上から数字を報告していただくとありがたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） まず、1点目ですが、5条をなぜ条例化しないかと、条例の部分、逆ですね、附則の部分、なぜ5条、条例化しないかということでございますけれども、附則で最終的な金額になるわけですね。3万3,000円という、なるんですけれども、その3万3,000円になる条例から、この附則になる経過は、附則のほうに限定3年間という、3年間の限定であるこの交付金を使っていると、その部分を条例化しないで附則のほうにして

いると、条例のほうは、これは基金取り崩しまでの部分を条例化しているという区分けをしてあるんですけれども。

そう言っても、条例本文と、この臨時の交付金の来た部分を一緒にしてしまっただけで計算していいかどうかということで私たちも判断したんですけれども、それはやっぱり分けたほうがいいというような考え方でございます。

もう1点の20年度の見込みをここにもう一つ入れたいということですが、今のところ、今、手元にはございませんで、何とか委員会等には出したいと思っておりますけれども、現状は申しわけありません。手元に、これに沿う数字を持っておりませんので、申しわけございません。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 条例で、予算上の措置がどういうぐあいになっているかなということまで配慮する必要はないんじゃないかと思うわけです。市民にとってわかりやすい表現にするということが大切なことではないかと思うわけです。実際、5条を見ると、この金額は出ているのに、実際課税されるのは附則の4項だと、こういうようなやり方というのは、やはりまずいんじゃないかと。しかも、年度は同じですので、これがこの3年単位で見えていますので、永久にこっちの金額、5条の今出ている金額が変わらないというんなら、そういう理屈が成り立ちますけれども、3年後にはこの金額そのものはまた変わるわけですので、僕は市民にわかりやすい表現にしたほうがいいんじゃないかと、これ意見ですので申し述べたいと思います。

それから、なぜ19年ないし20年の決算見込み、あるいは決算の数字を入れるかと言っているのは、ここに出されている数字がどういう根拠で積算がされたのかと、それなりの精査された数字だと思いますけれども、どういう見込みというんでしょうか、チェックをされてここになったのかと。恐らく第1号保険者の人員が、人口がどういうぐあいに増えていくかというような推測と、1人頭どのぐらいこの費用がかかるのかというような見込みをしたんじゃないかと思うんですけれども、どういう精査をしたかという点をお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 積算の根拠ということでございますけれども、実際の実務は県の指導を仰ぎながら下田市でこれは積算したものでございますけれども、ご指摘のとおり、全協の会議には何枚かの資料を提出させてもらったんですけれども、やっぱり人口

の推移から始まりまして、1号被保険者のこの認定者数で、それから施設の状況、そういうものを勘案しながら、この数字を出してきたということでございます。これはどこで言えば、市のほうで、担当でつくったということでございます。それには審議会等をかけておりますけれども、もとの根拠となるもの、もとの数字は市のほうで作成したものでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 最後に、要望ということで、この3年後に見込みが多くて、実際は保険の制度はあるけれども、サービスの受けられる人が少なく、また、3億円も余るといようなことがないように、サービスの改善を図ってほしいと。この出ていますのは、保険料の値下げ部分だけありますので、個人負担の分であるとか、このサービスが受けやすくするような仕組みについては、何らこの改善提案がされておられませんので、私はこのままで行ったら保険があっても同様に何億という金が余ってしまうのではないかと。そのサービスを、介護保険のサービスを受けられない人がいっぱい出てきて、結局余ると、こういうことになりはしないかという心配をしているわけです。

ぜひとも、ですから、個人負担を援助するとか、ヘルパーさんへの使い勝手がよくなるような支援をする補助制度をつくるとか、各自治体でもそういう努力をしているわけですので、その点、しかも3億5,000万からの準備金を持っているなんていう会計はそんなになんじやないかと思えます、この規模程度ですね。そういうことから言って、もっともっといろいろな意味での市民へのサービスを検討できると、財政的には思うものですから、お願いをしておきたいと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ます。

ご苦労さまでした。

午後 2時 1分散会